

## 運用保守規約

### (本規約の適用)

第1条 本規約の各規定は、当社サービスにかかる運用保守サービスの利用を申込み場合に限り、当社と契約者との間で適用されます。

### (運用保守サービスの内容)

第2条 当社は、契約者に対し、具体的な運用保守にかかる料金及びその支払時期、運用保守期間その他当社ソフトウェア及び当社サービスを利用するための機器等の運用保守に必要な条件を別途当社と契約者との間で定めた上、本規約に基づき、次の各号に掲げる範囲内で、当社サービスにかかる運用保守サービス(以下、本条において「本サービス」といいます。)を提供します(以下、本規約において「運用保守契約」といいます。)

- (1) 当社ソフトウェアの操作、当社サービスを利用するための機器等(OS、第三者が権利を保有するソフトウェア(以下、本規約において「第三者ソフトウェア」といいます。))を含みます。)の設定に関する技術的な相談、問い合わせ対応
- (2) ハードウェア又はOS等の動作不良により当社ソフトウェアが動作しなくなった場合の当社ソフトウェアの復旧作業(ただし、データの復旧作業を除く。)
- (3) 前号以外の原因により発生した当社ソフトウェア又は当社サービスを利用するための機器等の障害に対する原因調査及び修補等対応
- (4) 当社ソフトウェアのバージョンアップ版の提供(ただし、第三者ソフトウェア、フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェアは除きます。)
- (5) その他前各号に密接関連する業務

### (再委託)

第3条 当社は、本サービスの提供に関し、その業務を当社の責任と裁量をもって、第三者に委託することができます。

### (実費)

第4条 契約者は、当社が本サービスを契約者に提供するに際し、交通費、宿泊費その他の実費を支出した場合には、当社に対し、当該実費相当額を支払わなければなりません。なお、実費の支払いについては、総則規約第4条(料金等)の規定を準用します。

### (機器等の再調達)

第5条 第2条の業務の結果、当社サービスを利用するための機器等について再調達が必要と当社が判断した場合、契約者は、当該機器等について、自己の責任をもって調達し、又は商品販売規約若しくは商品レンタル規約の規定に従い、機器等を当社から購入し、又は賃借するものとします。なお、当社は、再調達のために契約者が当社サービスを利用できない事態が生じた場合でも、一切その責任を負わず、また、当社サービスの利用料金の減免を行いません。

(受付時間帯)

第6条 本サービスの受付時間帯は平日午前 10 時から午後 6 時まで、当社指定の電話番号もしくはメールアドレスにて受け付けます。

2 当社は、契約者から本サービスにかかる業務の依頼を受けた場合には、可能な限り速やかに、対応開始時期又は対応完了が見込まれる時期を契約者に対して通知します。ただし、当該通知は当社を何ら法的に拘束しません。

(当社サービスの提供停止)

第7条 当社は、本サービスを提供するに際し、契約者による当社サービスの利用を一時的に停止できます。当該停止によって、契約者に何らかの損害が生じた場合でも、当社はこれを賠償する責任を負いません。

(非保証、免責)

第8条 契約者は、本サービスの利用について、完全性、可用性、有用性、確実性、契約者における特定の目的への適合性その他一切の保証を当社が行っていないことを確認し、承諾します。

2 当社は、契約者が本サービスを利用することに起因して契約者又は第三者に生じた、事業又は業務の中断、遅延、データ等の滅失、毀損、漏洩、事業に関する機会損失その他一切の損害について、何らの責任も負いません。

(存続条項)

第9条 運用保守契約が終了した場合でも、本条、第 4 条、第 5 条、第 7 条及び第 8 条は、なお有効に存続します。

以上

○リリースノート

2022/5/11 制定、施行

2023/11/1 改訂